

## 消防団員確保・応援キャンペーン事業 業務委託仕様書

### 1 趣旨

住民が日常的に利用する、市域をまたぐ飲食チェーン店やスーパーマーケット等に、消防団応援の店への登録を促し、消防団応援の店の有用性を高めることで、消防団員及びその家族に消防団員としてのメリットを強く実感いただき、家族に消防団活動への理解を促すとともに、メリットを示すことで、消防団への加入を促進する。

### 2 委託業務名

消防団員確保・応援キャンペーン事業業務委託

### 3 委託業務の期間

契約締結の日から令和7年2月27日（金）まで

### 4 予算上限額

5,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

※なお、この上限額とは別に契約手続きの中で予定価格を設定する。

### 5 ターゲット

年代、性別問わず、富山県在住者を幅広く対象とする。

### 6 業務内容

#### (1) 消防団員確保・応援キャンペーン広報媒体製作（7月頃）

消防団員確保・応援キャンペーンに用いるのぼりやポスター、リーフレットなどを作成する。

（製作数目安：のぼり 100 旒、ポスター200 枚、リーフレット 1,000 枚）

#### (2) 消防団員確保・応援キャンペーンの店登録への勧誘（7月～9月頃）

チェーン店等に対し、応援の店への登録を進める営業活動を実施。

（勧誘目標数 50 店舗）

（新規登録目標数 30 店舗）

#### <展開例>

・消防団×回転ずし 1皿無料

※団員やその家族に富山の寿司の美味しさを再認識いただく

・消防団×ドラッグストア 薬の割引

※団員やその家族に富山の薬の豊富さ、質の良さを再認識いただく

・消防団×スーパー銭湯 入浴料割引

・消防団×スポーツ観戦 観戦料割引 など

新規登録店舗のうち、協力の得られた店舗には、特別にデザインした消防団応援の店の「のぼり」や「ポスター」を掲げていただき、「消防団員確保・応援キャンペーン参加店舗」として取り扱う。

(参加目標数 30 店舗)

**(3) 消防団員確保・応援キャンペーンの店 PR 動画の作成 (10 月～12 月頃)**

応援の店の PR 動画を制作する。この PR 動画の制作目的は、応援の店の PR のほか、店舗側に応援の店への登録メリットを生じさせることとし、動画中には、消防団員確保・応援キャンペーン参加店舗のうち、希望する店舗のロゴや店舗名を明記する。

(制作動画本数 2 本)

**(4) 上記 PR 動画の CM 放映、インターネット及び新聞の広告 (12 月～2 月頃)**

上記 PR 動画を県内民放 3 局の CM として、30 回程度放映する。また、県公式 YouTube やインターネット広告にて動画配信を行うほか、新聞の折り込み広告も用いて、応援の店を広く PR する。

## 7 業務上の留意点

- (1) 業務開始前に事業全体の進め方を県と共有し、必要に応じて打合せを行うこと。
- (2) 映像等を制作する場合は、機材の調達や使用する際に必要となる一切の調整や許認可等の諸手続きを受託者自身が行うこと。
- (3) 映像等を制作する場合は、関係者への説明を十分に行い、撮影や動画公開等について理解を得るとともに、必要に応じて許可を取ること。また、プライバシーや安全確保に最大限の配慮をすること。
- (4) 映像等を制作する場合は、公開を前提として、出演者や協力者等の肖像権及び音楽等の著作権に係る一切の調整を行い、受託者の責任において権利関係を処理すること。
- (5) 受託者以外の者が所有する映像等を用いる場合は、著作権処理等、利用に必要な措置を講じること。
- (6) 既存の映像等を利用する場合は、利用する事業者及び映像の出演者への説明を十分に行い、データの公開について理解を得るとともに、必要に応じて許可を取ること。

## 8 成果品の納入

委託業務完了時には、下記に掲げるものを県へ提出すること。なお、電子媒体については、CD-ROM、DVD-ROM等の記録媒体に記録し提出すること。

- (1) 成果報告書 (様式指定) 紙媒体 1 部、電子媒体 1 部

- (2) 実績報告書（様式任意） 紙媒体 1 部、電子媒体 1 部
- (3) その他富山県が必要と認めた資料等 紙媒体 1 部、電子媒体 1 部

## 9 その他

- (1) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らし、利用してはならない。
- (2) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- (3) 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、富山県に帰属するものとする。
- (5) 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (6) 受託内容に疑義が生じた場合は、その都度富山県と協議の上、その指示に従って進めること。
- (7) 本仕様書はプロポーザル用であり、採用者とは内容を別途協議の上、契約を締結する。
- (8) その他仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と協議するものとする。